

山田太郎 様

# 相続対策シミュレーション

基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

*Inheritance Measure  
Simulation*

MyKomon会計事務所



# Inheritance Measure Simulation

## 生命保険の活用

01

生命保険の非課税枠をフル活用します

納付税額  
(概算) **553 万円減**

おすすめ度 ★★★★★

## 退職金の検討

02

退職金規定を作成し、非課税枠を使い切ります

納付税額  
(概算) **576 万円減**

おすすめ度 ★★★★★

## 生前贈与の検討

03

お孫さんに合計3,000万円を贈与します

納付税額  
(概算) **859 万円減**

おすすめ度 ★★★★★

## 更地の活用の検討 (収益物件)

04

緑区の土地に5棟目のアパートを建てます

納付税額  
(概算) **662 万円減**

おすすめ度 ★

## 不動産の購入の検討 (土地)

05

5,000万円の土地を購入します

納付税額  
(概算) **184 万円減**

おすすめ度 ★

## 養子縁組の影響

06

納付税額  
(概算) **1624 万円減**

おすすめ度 ★

## 相続時精算課税制度の利用 (自社株式)

07

納付税額  
(概算) **1189 万円減**

おすすめ度 ★★★★★

## 相続時精算課税制度の利用 (収益物件)

08

二郎様にアパートを贈与

納付税額  
(概算) **1243 万円減**

おすすめ度 ★★★★★

09

基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

## 生命保険の活用

生命保険の非課税枠をフル活用します



- ①生命保険金は、法定相続人1人あたり500万円が非課税になります。  
現金を遺すより、生命保険に加入したほうが相続税が安くなります。
- ②財産を渡したい相手に渡すことができます。（非課税の扱いがあるのは、相続人に限られます。）
- ③相続税の納税資金として確保することができます。

生命保険の活用  
おすすめ度 ★★★★★

実施  
内容

保険金が

**1700** 万円

の生命保険に追加で加入します。

相続税の納付税額が

影響  
(概算)

**553** 万円減少

非課税枠	4人×500万円 = 2000万円
------	-------------------

非課税枠	現状の加入	非課税枠の残り
2000万円	- 300万円	= 1700万円



## 生命保険の活用

生命保険の非課税枠をフル活用します

## 相続税の計算

## ①現状

生命保険	300万円
その他の財産	4億1742万円
小計	4億2042万円
非課税額	-300万円
課税価格	4億1742万円

## ②対策後

生命保険	2000万円
その他の財産	4億0042万円
小計	4億2042万円
非課税額	-2000万円
課税価格	4億0042万円

## 相続税の総額

①現状	8920万円
- ②対策後	8325万円
= 差額	595万円

相続税納付額 4503万円



相続税納付額 3950万円



## ③影響

減少額 553万円

## 生命保険の変更内容

	山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様						合計
現状	300万円	0万円	0万円	0万円						300万円
対策後	0万円	667万円	667万円	666万円						2000万円

## 財産分割案の調整 対策として加入した生命保険の保険料について

	山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様						合計
調整	300万円	-667万円	-667万円	-666万円						-1700万円

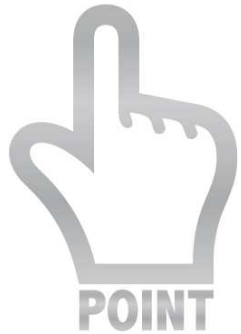
## ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和●年／財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

## 退職金の検討

退職金規定を作成し、非課税枠を使い切ります



- ①死亡退職金は、法定相続人1人あたり500万円が非課税になります。
- ②退職金を支給すると自社株式の評価額が下がる可能性があります。
- ③納税資金として利用することができます。
- ④退職金の支給規定を作成する必要があります。
- ⑤いくら支給できるか、金銭で支給するか、現物支給できないかななどを事前に検討しましょう。

## 退職金の検討

おすすめ度 ★★★★★

実施  
内容

相続時に退職金を

2000 万円

追加で支給します。

相続税の納付税額が

影響  
(概算)

576 万円減少

非課税枠	4人×500万円 = 2000万円		
非課税枠	現状の退職金		非課税枠の残り
2000万円	-	0万円	= 2000万円



## 退職金の検討

退職金規定を作成し、非課税枠を使い切ります

## 相続税の計算

## ①現状

退職金	0万円
自社株式	4000万円
その他の財産	3億7742万円
小計	4億1742万円
非課税額	0万円
課税価格	4億1742万円

## ②対策後

退職金	2000万円
自社株式	2000万円
その他の財産	3億7742万円
小計	4億1742万円
非課税額	-2000万円
課税価格	3億9742万円

## 相続税の総額

①現状	8920万円
- ②対策後	8220万円
= 差額	700万円

相続税納付額 4503万円

相続税納付額 3927万円

## ③影響

減少額 576万円

## 退職金と自社株式の変更内容

		山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様							合計
現状	退職金	0万円	0万円	0万円	0万円							0万円
	自社株式	0万円	4000万円	0万円	0万円							4000万円
対策後	退職金	0万円	2000万円	0万円	0万円							2000万円
	自社株式	0万円	2000万円	0万円	0万円							2000万円

## ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和●年／財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

## 生前贈与の検討

お孫さんに合計3,000万円を贈与します



- ① 贈与税は、もらった財産の価額から110万円の基礎控除を差し引いた残りに対してかかります。1年間にもらった財産が110万円以下であれば、贈与税は0円です。
- ② 贈与税はもらう側が負担する税金です。誰にでも贈与することができます。
- ③ 贈与の仕方（金額、人数、年数）によって、税額が変わります。贈与税の負担をしながら、計画的に贈与したほうが、将来の税額（贈与税含む）が低くなる可能性があります。

生前贈与の検討  
おすすめ度 ★★★★★

実施  
内容

総額

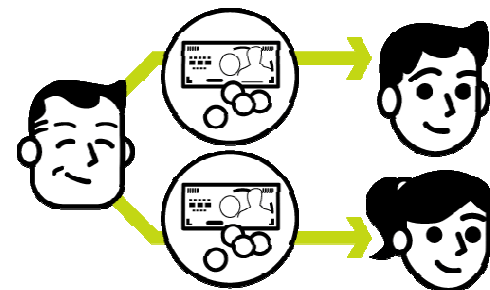
**3000** 万円  
を贈与します。

納付税額（相続税額+贈与税額）が

影響  
(概算)

**859** 万円減少

	贈与額 (人・年)	人数	期間	合計
①	100万円 × 3人 × 10年		=	3000万円
②				





## 生前贈与の検討

お孫さんに合計3,000万円を贈与します

## 贈与税の計算

贈与開始日： 令和●年07月07日

① 贈与額(人・年)	100万円	人数	3人 (一般贈与：0人 特例贈与：3人)	期間	10年
② 贈与額(人・年)	0万円	人数	0人 (一般贈与：0人 特例贈与：0人)	期間	0年

(単位：万円)	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	以降	合計
贈与額	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300							3000万円
贈与税額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0万円

## 相続税の計算

相続税計算日： 令和●年07月01日

## ① 現状

財産 4億1742万円

課税価格 4億1742万円

相続税納付額 4503万円

## ② 将来：対策なし

財産 4億1742万円

課税価格 4億1742万円

相続税納付額 4623万円

## ③ 将来：対策あり

財産 4億1742万円

贈与額 -3000万円

課税価格 3億8742万円

相続税納付額 3764万円

贈与税額 0万円

税額合計 3764万円

## 相続税の総額

②対策なし 8920万円

- ③対策あり 7870万円

= 差額 1050万円

## ④ 影響

減少額 859万円

## ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。
- ・相続税の計算は、最終の贈与が終わった3年後で計算しています。

令和●年／財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

## 更地の活用の検討（収益物件）

緑区の土地に5棟目のアパートを建てます



- ①更地に収益物件を建てると土地の評価額が下がります。
- ②建物の評価額は、建築費用より大幅に下がります。
- ③家賃収益が得られます。

更地の活用の検討  
(収益物件)  
おすすめ度 ★

実施  
内容

収益物件を建築します。

相続税の納付税額が

影響  
(概算)

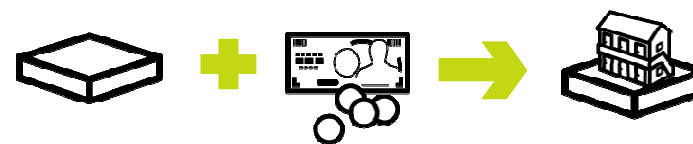
**662** 万円減少

建築する土地

利用状況	所在場所	面積
空き地	緑区〇〇町1-5	300.00㎡

建築費用

建築費用	3000万円
------	--------



# 更地の活用の検討（収益物件）

緑区の土地に5棟目のアパートを建てます

## 財産評価

土地	( 3750万円 + 0万円 ) × ( 1 - 50% × 30% × 100% ) =	3188万円 →	減少額 562万円
	<small>建築費用 固定資産税評価額</small>		
収益物件	3000万円 → 1800万円 × ( 1 - 30% × 100% ) =	1260万円 →	減少額 1740万円

## 相続税の計算

### ①現状

土地（建築前）	3750万円
その他の財産	4億2480万円
小計	4億6230万円
小規模宅地等の減額	-4488万円
課税価格	4億1742万円

### ②対策後

土地（建築後）	3188万円
建築費用	-3000万円
建築した建物	1260万円
その他の財産	4億2480万円
小計	4億3928万円
小規模宅地等の減額	-4488万円
課税価格	3億9440万円

相続税の総額	
①現状	8920万円
- ②対策後	8114万円
= 差額	806万円

相続税納付額 4503万円

→ 相続税納付額 3841万円

### ③影響

→ 減少額 662万円

## 財産分割案の調整 建築費用分の財産の減少、建築した収益物件の財産分割について

	山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様						合計
建築費用	0万円	-3000万円	0万円	0万円						-3000万円
収益物件	0万円	1260万円	0万円	0万円						1260万円

**ご注意事項** ・影響は概算です。 ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和●年／財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

## 不動産の購入の検討 (土地)

5,000万円の土地を購入します



- ①土地は一般的に地価公示の8割が相続税評価額になるといわれています。  
購入価格 (= 地価公示) から減少した2割部分に対する相続税の負担が減少します。
- ②購入時に不動産取得税、登録免許税などの負担や、購入後に固定資産税の負担が必要になります。

不動産の購入の検討  
(土地)  
おすすめ度 ★

実施  
内容

5000 万円  
の土地を購入します。

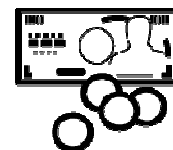
相続税の納付税額が

影響  
(概算)

184 万円減少

購入した土地の想定相続税評価額は、

4000万円 です。



## 不動産の購入の検討 (土地)

5,000万円の土地を購入します

## 相続税の計算

## ①現状

財産	4億1742万円
課税価格	4億1742万円

## ②対策後

財産	4億1742万円
土地の購入費用	-5000万円
土地(購入分)	4000万円
課税価格	4億0742万円

## 相続税の総額

①現状	8920万円
- ②対策後	8570万円
= 差額	350万円

相続税納付額 4503万円

相続税納付額 4318万円

## ③影響

減少額 184万円

## 財産分割案の調整 土地の購入費用と財産分割について

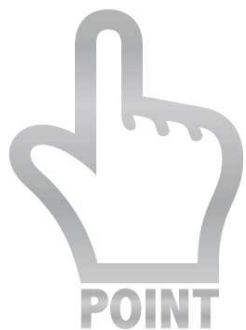
	山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様							合計
購入費用	-2498万円	-834万円	-834万円	-834万円							-5000万円
土地(購入分)	1999万円	667万円	667万円	667万円							4000万円

## ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和●年/財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

## 養子縁組の影響



- ① 将来、孫に墓を守ってもらいたいなどの理由で養子縁組をした場合、相続税額にも影響があります。
- ② 基礎控除、生命保険の非課税枠、退職金の非課税枠が増加し、相続税額が下がります。
- ③ 養子縁組によって相続税の負担を不当に減少させると認められる場合は控除を受けられません。
- ④ 孫を養子にした場合、相続税額は2割加算されます。

養子縁組の影響

おすすめ度 ★

実施  
内容

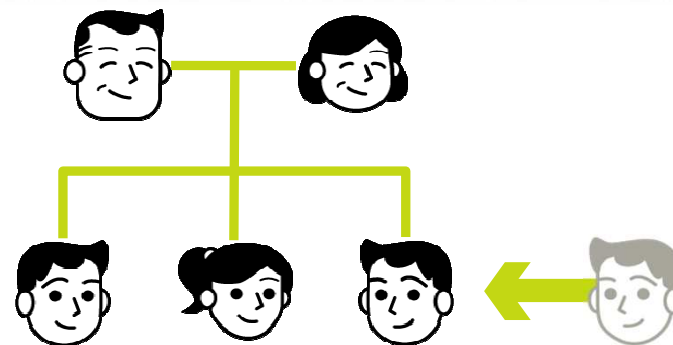
養子縁組をします。

相続税の納付税額が

影響  
(概算)

**1624** 万円減少

養子	1人
基礎控除	600万円
生命保険の非課税枠	500万円
退職金の非課税枠	500万円



## 養子縁組の影響

## 相続税の計算

## ①現状

生命保険	300万円
非課税金額	-300万円
退職金	0万円
非課税金額	0万円
自社株式	4000万円
その他財産	3億7742万円
課税価格	4億1742万円

## ②養子縁組後

生命保険	2500万円
非課税金額	-2500万円
退職金	2500万円
非課税金額	-2500万円
自社株式	1500万円
その他財産	3億5542万円
課税価格	3億7042万円

## 相続税の総額

①現状	8920万円
- ②養子縁組後	6813万円
= 差額	2107万円

納付相続税額 4503万円

→ 納付相続税額 2879万円

## ③影響

→ 減少額 1624万円

## 財産分割案の変更内容

※課税価格です。

財産分割案	山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様	養子						合計
現状	1億8097万円	8750万円	7448万円	7448万円	0万円						4億1742万円
養子縁組後	1億8397万円	5417万円	6615万円	6614万円	0万円						3億7042万円

## ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和●年/財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

## 相続時精算課税制度の利用（自社株式）



自社株式の株価が将来高くなると予想できる場合、「相続時精算課税制度」を利用して自社株式を贈与することでメリットを得ることができます。

- ① 将来の高くなった株価ではなく、贈与時の株価で相続税を計算することができます。
- ② 株価が低くなったタイミングで贈与をすると影響がより大きくなります。
- ③ 制度を利用すると、同一の贈与者からの贈与で年間110万円の基礎控除が利用できなくなります。

相続時精算課税制度  
の利用（自社株式）

おすすめ度 ★★

実施  
内容

自社株式

**4000** 万円  
を贈与します。

納付税額（相続税額 + 贈与税額）が

影響  
(概算)

**1189** 万円減少

銘柄	株式会社山田工業
----	----------

現状の評価額	4000万円
--------	--------

相続時の想定評価額	8000万円
-----------	--------



現状



将来



## 相続時精算課税制度の利用（自社株式）

## 相続税の計算

相続税計算日：令和●年07月07日

## ①現状

自社株式	4000万円
その他の財産	3億7742万円
課税価格	4億1742万円



相続税納付額 4503万円

## ②将来：対策なし

自社株式	8000万円
その他の財産	3億7742万円
課税価格	4億5742万円



相続税納付額 5892万円

## ③将来：対策あり

自社株式	4000万円
その他の財産	3億7742万円
課税価格	4億1742万円



相続税納付額	4403万円
贈与税額	300万円

税額合計 4703万円

## ④影響

減少額 1189万円

## 贈与の内訳と贈与税

自社株式	山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様							合計
贈与	0万円	4000万円	0万円	0万円							4000万円
贈与税額	0万円	300万円	0万円	0万円							300万円

## ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

## 相続税の総額

②対策なし	1億0328万円
- ③対策あり	8920万円
= 差額	1408万円

令和●年／財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

# 相続時精算課税制度の利用（収益物件）

二郎様にアパートを贈与



- ①収益物件を贈与すると、家賃収益部分については受け取った人の財産になり、相続税がかからずに財産を渡せます。
- ②「相続時精算課税制度」を利用して贈与を行うと、将来、相続が発生した際に相続税の対象となります。
- ③贈与後の所得の状況が、「贈与した人 > 受け取った人」の場合、家族全体の所得税額を減らすことができます。
- ④財産を渡したい相手に渡すことができます。

相続時精算課税制度  
の利用（収益物件）

おすすめ度 ★★

実施  
内容

収益物件を

**1260** 万円  
贈与します。

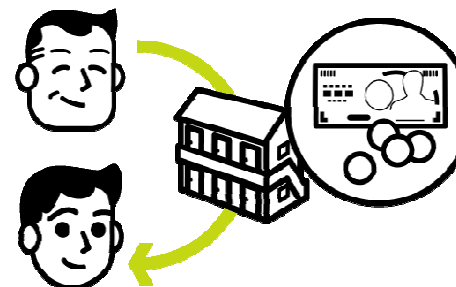
納付税額（相続税額 + 所得税額 + 贈与税額）が

影響  
(概算)

**1243** 万円減少

以下の財産を「山田二郎 様」に贈与します。

種類	利用状況	所在場所	価額
建物	アパート	緑区〇〇町1-1	1260万円



# 相続時精算課税制度の利用（収益物件）

二郎様にアパートを贈与

## 主なシミュレーション条件

①相続までの期間： **20年**

②家賃収益による財産の増加

家賃収入 支出 期間 合計  
 ( 324万円 - 50万円 ) × 20年 = **5480万円**

③家賃収益に対する所得税額

対策なし = 山田太郎 様

対策あり = 山田二郎 様

④費用・支出

諸経費： **200万円**

贈与税額： **0万円**

所得税額

90万円 × 20年 =

52万円 × 20年 =

期間

合計

**1800万円** (イ)

**1040万円** (ロ)

※不動産取得税、登録免許税、登記費用などの概算の合計です。

※贈与時に一時的に支払います。相続時に精算されます。

## 相続税の計算

相続税計算日：令和●年07月01日

### ① 現状

対象の物件	1260万円
その他の財産	4億4970万円
小計	4億6230万円
小規模宅地等の減額	<b>-4488万円</b>
課税価格	4億1742万円

### ② 将来：対策なし

対象の物件	980万円
その他の財産	4億4970万円
家賃収益	5480万円
所得税額(イ)	<b>-1800万円</b>
小計	4億9630万円
小規模宅地等の減額	<b>-4488万円</b>
課税価格	4億5142万円

### ③ 将来：対策あり

対象の物件	1260万円
その他の財産	4億4970万円
土地の評価増	563万円
小計	4億6793万円
小規模宅地等の減額	<b>-4488万円</b>
課税価格	4億2305万円

### 相続税の総額

②対策なし	1億0110万円
- ③対策あり	9117万円
= 差額	993万円

相続税納付額 4503万円

税額合計 **7149万円**

税額合計 **5907万円**

### ④ 影響

減少額 **1243万円**

## ご注意事項

・影響は概算です。

・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。

令和●年／財産分割案① 基準日：令和●年07月07日 作成日：令和●年08月01日

